

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

第164国会において、電磁的方式による申請、届出、その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大するなどの所要の措置を講ずる「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年5月26日法律第44号。以下「改正法」という。）が制定されたところであります。

今般、改正法の施行（平成18年11月1日）に伴い、自動車保有関係手続のワンストップサービスにおいて、登録情報処理機関が署名検証者として公的個人認証の運用ができるようするため、所要の改正を行うことを予定しています。

2. 概要

自動車保有関係手続のワンストップサービスにおいて、申請者が公的個人認証を利用して譲渡証明書などに記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供できるよう、道路運送車両法施行規則第62条の2の3の本人確認方法として「公的個人認証」の規定を追加することを検討しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成18年11月1日（水）
施	行	平成18年11月1日（水）